

「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間 平成26年10月24日(金)～平成26年11月20日(木)

2. 意見応募状況

応募者数 2人

意見件数 10件

3. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No.	該当項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	第1章	「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」は、「下関市における地域内分権の推進方向(平成25年8月策定)」に掲げる「住民自治によるまちづくり」を推進するために策定するとあるが、計画と推進方向の中には、「地方分権」、「地域内分権」、「地域分権」と3つの用語が用いられており、その定義や使い方が明確でないように思われる。	<p>地方分権と地域内分権は、下関市総合計画後期基本計画(2011年度～2014年度)で用いられている用語であり、前者は国の権限や財源を地方自治体に移すこと、後者は地域のことはできるだけ地域で考え、特色ある元気なまちづくりを進めるための仕組みとしています。</p> <p>また、地域分権は、平成22年度から市が地域内分権の一つとして取り組んできた行政内分権と、これから推進する「住民自治によるまちづくり」との違いを市民の方にご理解いただくために用いた用語です。</p> <p>このうち、行政内分権と地域分権は、近年、地方自治体がまちづくりを進める上で用いられるようになった用語ですが、地方自治体によってその定義や使い方は必ずしも同じでないため、「下関市における地域内分権の推進方向」の中では、前者を広域化した行政において、本庁権限の一部を住民により近い行政機関へ移し、地域の実情を反映した行政サービスの提供を目指すもの、後者を一定区域内で生活する地域住民がまちづくり組織をつくり、行政と協働しながら地域課題の解決や地域活性化に主体的に取り組む仕組みとしています。</p> <p>今後、市も住民自治によるまちづくりを推進していくために、市民</p>

			にもわかりやすい情報提供に努めて参ります。
2	第1章	「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の本文中で用いられている「住民自治」は、「地方自治の本旨／趣旨」の二大要素の一つとして「住民自治」と用語の意味や使い方が異なると思われるため、その定義を明確にすべき。	本市では、「下関市における地域内分権の推進方向」の中において、住民自治を狭義の意味で自ら居住する地域社会のあり方をその住民の意思に基づいて決定し、住民の暮らしや安全を互いの支え合いによって維持向上していく取組としています。 また、推進方向を踏まえて策定する「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」では、「住民自治」という用語は、法律用語では無く「住民自治によるまちづくり」という一つの単語として用いており、下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例の中で「市民等が合意に基づき、地区における共通の課題の解決や地域活性化を目的として行う活動をいう。」と定義付けしているところです。
3	第2章	「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の本文中で用いられている「補完性の原理」について、定義や使い方を明確にすべき。	「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の中で用いられている「補完性の原理」は、「下関市における地域内分権の推進方向」で「補完性の原理に基づいた自助・共助・公助の考え」として既に用いている用語であり、「政策決定は、それにより影響を受ける市民、コミュニティにより近いレベルで行われるべきだ」という原則であり、問題はより身近なところで解決されなければならないとする考え方」としています。また、自助・共助・公助とは、個人でできることは個人で解決する（自助）、個人で解決できないときは、地域等がサポートする（共助）、どうしても解決できない問題について、はじめて行政が問題解決に乗り出す（公助）としています。
4	第3章	「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」の中で示す「まちづくり協議会の組織体制（例）」と、現在、当地区で検討しているまちづくりのための組織は、同じような活動をするとしても、その目的や趣がやや異なるように思える。 一般的にまちづくりの目指すところは、市民の暮らしの豊か	「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」に示す「まちづくり協議会の組織体制（例）」は、市民の方が「まちづくり協議会」を設立する際の参考となるよう例を示すもので、組織づくりにあたっては、地区の実情や地域特性を活かした組織体制にしていきたいと考えています。

		<p>さ、充実感、生きがいの追及にあると思う。</p> <p>民間企業・地場産業による商品・サービスの企画開発、提供及び労働がなければ、生活価値の創造、暮らしの豊かさは実現しないし、文化活動やボランティアの参加がなくては、生きがいも見いだせないと考えている。</p> <p>この推進計画の中には、こうしたアプローチが欠けていると思う。</p>	<p>また、市としましても、市民の暮らしの豊かさ、充実感、生きがいが見いだせるよう、文化活動やボランティア活動に参加しやすいまちづくりに取り組んで参りたいと考えています。</p>
5	第3章	<p>自治会活動の活性化について、現在、地域コミュニティ機能が低下し、その結果、隣人との関係も希薄になっている。子ども会があった頃は、子どもを通じて多少なりとも学校や地域とのつながりがあった。</p> <p>住民自治によるまちづくりを進めるためには、大きな組織を作る前に、まずは自治会の組単位から住民どうしのコミュニケーションを広げる事が大切だと思う。</p> <p>具体的には、あいさつや声かけなど、小さな取り組みから始め、まちづくりの機運を高めることが大事である。</p>	<p>住民自治によるまちづくりへの取組は、現在、策定中の第2次下関市総合計画に基づき、まちづくりの将来像「人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち」の実現を目指して、地域の個性を活かした市民主体のまちづくりの仕組みを構築しようとするものです。</p> <p>この取組は、自治連合会のまとまりを基本とし、概ね中学校区ごとに、そこで生活する人たちがまちづくり協議会を設立し、地区のネットワークや相互補完を図りながら、住みよいまちづくりに向けた活動に取り組むものです。</p> <p>広域で多様な地域特性を持つ本市では、地区によって抱える課題や理想とする将来像、コミュニティの形態も異なるため、地区の皆さん同士で良く話し合い、まずはできることから取り組んでいただき、徐々に取組が広がることを期待しています。</p>
6	第3章	<p>まちづくり協議会の役員について、市民活動とは、志縁・知縁の人達が協働で地域課題の解決に取り組むことで、やりがいや生きがいを感じ、活動が成り立つものであって、関係団体からの選任者や学識経験者だけの懇談会の委員のあり方には、市の審議会委員の不活発さを感じる。公募委員が多いほど活性化と思うので、公募が必要と考える。</p>	<p>まちづくり協議会の構成員は、地区で生活する又は活動する市民、市民活動団体、企業等全ての人を対象となります。</p> <p>市としましても、まちづくり協議会には、既存の市民活動団体だけでなく、公募など、老若男女を問わず多様な主体が参加し、意見を反映できる仕組みが必要と考えています。</p>
7	第4章	<p>地域サポート職員制度については、とても良い方法であり、市</p>	<p>地域サポート職員は、地区と市とを結ぶパイプ役として、地区の政</p>

		職員がコーディネーター役となって活動する事が大事である。組織はコーディネーターで決まる。	策形成に関わる助言や情報提供などを行うこととしています。 また、地区のまちづくりに意欲と関心のある市職員を広く募り、ボランティアとして地区のまちづくり活動を支援していきます。
8	第4章	財政支援については、市民活動で自主財源を生み出すのはなかなか難しいのが現状であり、財源確保が一番の悩みである。 財政支援が無くなると消滅する組織が多いように思う。	市では、地区の皆さんがまちづくり協議会を設立した後も、運営や活動を安心して行ってもらえるように、条例を根拠とした財政的支援を行って参ります。 より多くの皆さんがまちづくり協議会の運営や活動に参加していただけることを期待しているところです。
9	第4章	人材育成については、その地域が成熟するまでは、外部人材の派遣が必要だと思ふ。	人材育成は、住民自治によるまちづくりを推進する上で、とても重要な取組の一つだと考えており、まちづくり協議会の人材育成への取組に対して、各分野での専門家を派遣する仕組みを構築することとしています。
10	第5章	市民活動の一番大きな壁は、男女共同参画社会の構築が進んでいないという事である。住民一人ひとりが自立し、男女の差別の無い人権を尊重する社会をつくり、これを共通基盤にしないと問題は解決しない。 市の仕事として、エンパワーメントの仕事を市民にすることが大切である。コツコツと学習をする人を増やしていくこと、男女共同参画プランから男女共同参画条例を制定すべき。	女性が持つ行動力やコミュニケーション能力は、地域のまちづくりにとても重要だと考えており、今後、関係部局の連携を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すとともに、男女が共に参画・活躍できる参加と協働によるまちづくりの推進に努めて参ります。